

知床五湖の利用のあり方協議会（第15回）議事概要

1. 日時：平成22年10月29日（金） 17：30～19：30

2. 場所：知床世界遺産センター レクチャールーム

3. 出席者：

しれとこフォーラム 21：小川
ウトロ地域協議会：松本、桜井、佐藤
知床ガイド協議会：関口
ウトロ自治会：梅沢
ユートピア知床：千葉、上野山
斜里バス：菅原
民宿協会：小野寺、堤
知床温泉旅館協同組合 佐々木
知床エコツーリズム推進協議会：上野
知床斜里観光協会：喜来、青木
環境省：野口、則久、野川、中村
北海道：大宮・樋口
斜里町：百々、岡田
知床財団：増田、寺山

※順不同、敬称略

4. 配布資料：

資料1-1	利用適正地区の官報告示について
資料1-2	利用適正化計画（再々修正案）
資料2-1	知床五湖登録引率者審査部会について
資料2-2	部会設置要領（改正案）
資料2-3	登録試験のフロー（H22とH23～）
資料3-1	認定関係事務処理規程（参加者確認公募）案
資料3-2	様式第1号-公募参加希望書
資料4	JATA 報告
参考資料1	官報告示
参考資料2	知床五湖登録引率者審査部（第1回）会議事メモ
参考資料3	知床五湖登録引率者審査部（第2回）会議事メモ
参考資料4	知床五湖の旅行商品造成について

5. 議事概要：

【開会挨拶】 協議会会長 環境省釧路自然環境事務所 野口所長

【議題1. 利用調整地区の告示に伴う利用適正化計画の一部修正について】

(資料説明：環境省)

環境省：官報告示をする上で、利用適正化計画の文言を法律らしく修正したということで、内容的には大きく変わっていない。2湖の展望地への往復利用可能を明記、有効期間を明記して1日に2回入る人が可能なように、などが新規の変更である。

しれとこフォーラム 21：禁煙や食物の持ち込みなどの注意事項を、どうやって監視するのか。破っている人がいたら、どうするのか。

環境省：これまでもそういうルールは周知してきたが、この制度からは刑事罰の対象で警察が逮捕することも可能になる。そういうことが無いように注意喚起をすることが前提だが、植生保護期には巡視等はやると思う。

しれとこフォーラム 21：例えば歩道を外れたら、すぐつかまるのか。どういうプロセスで、捕まえられ、どう処置されるのか。

環境省：自然公園法一般に、いきなり逮捕ということにならない。悪質な場合は、強い処置を講じることがある。ヒグマ遭遇時の危機回避時に歩道を外れたのが対象にならないような記述もあり、なぜ歩道を外れたかを確認することをまず行うだろう。

知床ガイド協議会：歩道から外れてはいけない、というが、どこからどこまでが歩道と定義するのか。

環境省：既に指摘を受けているので、現場をガイドの皆さんと確認する機会を持ち、確定することを考えている。

ユートピア知床：ロープを張ったりするのか。

環境省：一部あるかもしれないが、小さな表示板にするなど、野暮にならないよう配慮しつつ現場を見ながら相談して決めていく。

環境省：植生保護期の予約制度の追加など、前回までの修正が残っていて見えにくくて申し訳ないが、今回新規の修正は少なく、基本的には既にご承認いただいた者と理解いただきたい。

ウトロ地域協議会：映像の撮影などの特別な場合は、この制度の対象外になる仕組みはないのか。

環境省：利用を目的とする人はこの制度に従うが、その場に土地を持っているとか、映画の撮影や学術調査など、利用を目的としないものは、別途「許可」を環境大臣から取って入域する制度がある。ただしヒグマ活動期などは、安全上、引率者の行動に支障が出ないよう、指定認定機関等と調整が必要となるであろう。

よろしければ、今まで利用適正化計画（案）という形で協議したが、今日付けで決定としていきたい。もちろん今後の見直しは当然対応する。

【議題 2. 知床五湖登録引率者審査部会の報告】

(資料説明：環境省)

しれとこフォーラム 21：試験は具体的にどうなるのか。本当の入試のようにどんな問題が出るのかわからない試験なのか、それとも講習の内容を確認する程度なのか。

環境省：ペーパー試験は後者に近いと考えている。ルールなど基本的に知っているべき項目をチェックするような内容。実地試験は春の実験前の講習に似た形で、模擬ヒグマと歩道上で遭遇して、安全に戻ってくることがきちんとできるかを確認する。

しれとこフォーラム 21：次回以降、新しい人たちが参加しても同じ内容で試験を行うのか

環境省：基本的には同じだが、ルールが変われば、養成の方法や試験の方法は当然変わるだろう。ルール変更に応じて、見直しが入ることを前提としている。

しれとこフォーラム 21：ヒグマの対処法は、本などで学んだ上で、五湖でのやり方ができることが重要。新たに入ってくる人は、講習をやって基本的なスキルを学んで、それをチェックする体制が必要ではないか。そうしないと、新たな人が入ってこられない制度になってしまう。

環境省：その通りだと思う。審査部会では、新規の人に対して、どういう人に参加してもらい、どのように養成するか、養成プログラムをどう組むかを今後検討する。

しれとこフォーラム 21：試験の時期は 11 月なのか。

環境省：現段階の案では 11 月だが審査部会の検討の中で確定する。今年については、地上歩道の一般利用が無くなる 11/25 以降で調整している。

しれとこフォーラム 21：来年の引率者に関しては、受験者が地元限定され、広く公募してやるわけではないので、不公平ではないか。26 名を最初に登録してしまって、その人たちが制度をつくるのは不公平感がある。だれでもヒグマ対処法を学べば、参入できる制度にすべき。

環境省：初年度は実績のある引率者に限定して不公平があるのは認識している。以前の協議会でもご了解頂いていると思うが、ヒグマ活動期の安全面を考えると、新規参入の方に経験を積んでもらうことが重要で、春の研修や、1 年目の本制度の中でのインターンなどで実績を積んで頂き、2 年目からどんどんいろんな方に参入のチャンスがある体制に移行すると考えている。

会長：広くチャンスを開くことを目指しつつ、ヒグマのことを考慮して慎重になる必要があることをご理解いただきたい。

しれとこフォーラム 21：審査部会での決定について、協議会で異論が出た場合は再協議となっているが、審査部会が修正に応じなければ、修正しないで決定することになるのか。協議会と部会をいったりきたりで決定できないようなことになるのでは。

環境省：協議会の意見を受けて部会で再検討というプロセスが何回か繰り返される可能性はあるが、最終的には上位の会議で決めるという意味で、協議会で決定となるであろう。

環境省：事務局からのお願いだが、試験時の利用者役などで協議会構成員のボランティア参加をお願いしたい。試験は構成員の手弁当で実施することになっている。日程が確定したらお知らせするので、是非ご検討いただきたい。

ウトロ地域協議会：よいのではないのでしょうか。

(資料 2-2、2-3 説明：環境省)

環境省：資料 2-1 の協議事項 4 点を反映して、部会の設置要綱を改訂したものが資料 2-3 である。引率者の養成や、ルールなど細かい部分は審査部会に一任させていただき、協議会にはかる必要があると判断して場合は協議会で確認して進めたいという趣旨である。

会長：この件了承ということによろしいか。

知床財団：資料 2-3 登録までの流れの図で質問。引率者登録試験が終わると、予約システムで予約可能となっているが、このシステムは誰が運用するのか。12 月には予約可能なのか。

環境省：詳細は決まっていない。登録引率者の公開はすぐに行うが、予約を受け入れが 12 月に動き出すのは難しいであろう。エージェントからの要望もあり急ぎたい。

ウトロ地域協議会：部会構成員で、公園財団の知床五湖地区の施設管理を行う者、とは誰のことを指すか。公園財団の本部から派遣なのか。

環境省：知床支部の現場の方という意味。現場の状況をよく知り、クマ目撃経験も多いので参加いただくという趣旨である。

【指定認定機関の公募について】

(資料 3-1, 3-2 説明：環境省)

環境省：指定認定機関については釧路自然環境事務所として公募するので、協議会では報告事項ということになる。本日公募開始で、11/18 まで 3 週間公募する。

知床財団：予約システムを運用する仕事は入っていない、ということによろしいか。

環境省：認定手数料で実施する業務には入っていない。来年度制度が始まれば、予約システムを確認しながら業務を行うことになるが、今年度中に業務が発生することはない。

知床斜里町観光協会：利用者の誘導等とあるが、レクチャールームに誘導するのみで、レクチャーは行わないということか。その場合レクチャーは誰がやるのか

環境省：レクチャーは環境省から別業務として発注され競争入札等になる予定。レクチャー業務を指定認定機関と違うところが取られた場合は、連携をしていただく必要がある。以前の協議会でもご説明したが、一つの業務にまとめた方が効率的だが、指定認定機関と随意契約はできない。

ウトロ地域協議会：指定認定機関が別の業務を受けることも可能ということか。一つを取ったら、他の2つも付いてくるということはあるのか。

環境省：業務が3つある。指定認定機関として認定業務、レクチャー業務、トイレの清掃など施設管理で、あくまで別の業務である。まとめられれば良かったが、立入手数料を下げる要望に応じて、いろいろ切り分けて整理した。手数料をもとにして行うのは認定業務のみで、あとの2つは環境省事業として別発注で競争入札などになるであろう。札幌の業者などが取ることも有り得るが、通常は地域に基盤のある所がコスト的に有利なはずである。

ウトロ自治会：ツアーの予約は始まっているので、予約受ける業務がどれかを明確にすることが必要では。

環境省：急ぐのはヒグマ活動期だが、導入実験時に知床財団が作った予約システムを改良して、暫定的に受付に使いながら、今年度中に、植生保護期用の団体及び個人客に対応し、指定認定機関がそれを基に業務を行える予約システムの新規作成を行う。

しれとこフォーラム 21：業務にヒグマ対策への連絡とあるが、植生保護期にはヒグマ対策スタッフは五湖に常駐しないのか。ヒグマのためにこれだけの体制をしき、利用者からも手数料も取るのに、ヒグマ対策スタッフが常駐しないのは、片手落ちではないか。

環境省：手数料収入で行う業務のみが記述されており、ヒグマ対策は対象外。ヒグマ対策は環境省や斜里町の別事業で行われている。

知床財団：あくまでも植生保護期であるので、ヒグマ対策は今と同じ。それは2年以上議論してきたはず。ヒグマ活動期で無い以上、常駐が無い管理体制で出没時は閉鎖する、議論の経過の中で結果的に地域としてそれを選択したことになる。

斜里町：まったく変わらないわけではない。今まで不特定多数の利用者が自由に利用していたのが、全ての利用者が、ヒグマの活動状況に応じて引率者の引率を受けたり、レクチャーを受けることにより意識付けをして入っていく、ということによる安全度の増加は大きい。

【 JATA エコツアーリズムセミナーの報告】

(資料説明：知床財団)

知床斜里町観光協会：指定認定機関が稼動するまでの予約はどこかがやるのか。植生保護期も仮押さえ予約が入ってくる。そもそも仮押さえに対応するのか。

環境省：JATA からも仮押さえや窓口の件は話題に出ていたが、協議会で議論というよりも観光協会との調整と考えている。初年度としてはできないならできないことを明確にして遅くとも11月末頃までに伝える必要があると考えている。

指定認定機関は本格的に稼働するのは来年度になるので、それまでの予約の取りまとめをどこがやるのかを決めなければならない。予約サイトを作る、という事業は今年度中に予定しているが、電話の問い合わせなどの窓口業務は含まれていない。

知床斜里町観光協会：JATA の要望では電話の窓口があることがベターとのことであった。

環境省：予約の調整など旅行業の仕事を環境省が公のお金でやるのは難しい。観光協会なり各事業者との何らかの作業分担が必要であろう。

知床エコツーリズム推進協議会：たぶん予約業務が一番大変。ホテルの業務ともずいぶん違う。窓口となるガイド事業者は大変になるだろう。運用のためには詰めた協議をやってシステムを作らないと相当な混乱があるので、調整をお願いしたい。

【その他 お知らせ】

環境省：以下連絡事項 4 点

- 1) フィールドハウス工事が 11/4 入札。業者確定後工事日程調整で、11 月中旬から工事開始の見込み。
- 2) 協議会の構成員の確認。
- 3) 適正利用・エコツーリズム検討会が 11/8 に開催。五湖についても報告予定。
- 4) 11/11 に JICA 研修でインドネシアの方が来訪し、意見交換をする場がある。

知床財団：11/8 にアメリカ・アラスカ国立公園視察報告会のイベント告知。

ウトロ自治会：指定認定機関の契約年数は任期が決まっているのか。

環境省：法律上、任期は決まっていない。不都合があって取り消しになるか、辞退するかが無ければ決まったところが続ける。

しれとこフォーラム 21：構成員は、団体の役員が変われば変わるのか

環境省：これまでも変更した例はあるが、変えるか変えないかは団体の判断で、メンバーの入れ替えなどがある場合は、この機会に確認したいということ。設置要綱上は、協議会の構成員は団体である。その団体の誰が来るかも団体の判断だが、運用上開催通知は個人宛に出しているので名簿を確認したい。

知床エコツーリズム推進協議会：自然公園財団の施設の進捗はどうか。

自然公園財団：本部で実施しているが、環境省の建物を建てる業者が決定したら、そこと随意契約をしたいと考えている。

環境省：実施まで残り半年を切ろうとしている。施設整備も含め急ピッチで進めていきたい。今後ともご協力をお願いします。

【閉会】